

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(会社名) (株) 仙 台 建 設

資 産 の 部

I 流 動 資 産	千円
現金預金	205,486
受取手形	132,255
完成工事未収入金	81,287
有価証券	-----
未成工事支出金	385,933
材料貯蔵品	53,431
短期貸付金	-----
前払費用	-----
その他	21,301
貸倒引当金	△ 2,196
流動資産合計	877,500
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・各科目で発生した端数については千円未満を切り捨てて計上します。</p> <p>・その影響で、小項目の和が合計と一致しないこともありませんが問題ありません。</p> </div>	
II 固 定 資 産	
(1) 有形固定資産	
建物・構築物	96,345
減価償却累計額	△ 29,434
機械・運搬具	105,099
減価償却累計額	△ 60,917
工具器具・備品	15,699
減価償却累計額	△ 10,191
土地	49,378
リース資産	-----
減価償却累計額	△ -----
建設仮勘定	-----
その他	-----
減価償却累計額	△ -----
有形固定資産合計	165,981
(2) 無形固定資産	
特許権	-----
借地権	-----
のれん	-----
リース資産	-----
その他	678
無形固定資産合計	678
(3) 投資その他の資産	

投資有価証券		3,102
関係会社株式・関係会社出資金		
長期貸付金		2,700
破産更生債権等		
長期前払費用		
繰延税金資産		
その他		19,495
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計		25,297
固定資産合計		191,957
Ⅲ 繰延資産		
創立費		
開業費		
株式交付費		
社債発行費		
開発費		
繰延資産合計		
資産合計	負債純資産合計と一致する	1,069,457
	負債の部	

Ⅰ 流動負債		
支払手形		331,825
工事未払金		119,531
短期借入金		3,000
リース債務		
未払金		
未払費用		10,900
未払法人税等		13,500
未成工事受入金		
預り金		369,500
前受収益		2,319
.....引当金		
その他		706
流動負債合計	自社で定めている引当金の名称を.....に記載する	851,281

II 固定負債		
社債	
長期借入金	146,783
リース債務	
繰延税金負債	
〇× 引当金	2,409
負ののれん	
その他	
固定負債合計	149,193
負債合計	1,000,474

自社で定めている引当金の
名称を.....に記載する

純資産の部

I 株主資本		
(1) 資本金	20,000
(2) 新株式申込証拠金	
(3) 資本剰余金		
資本準備金	
その他資本剰余金	500
資本剰余金合計	500
(4) 利益剰余金		
利益準備金	
その他利益剰余金		
..... 準備金	
..... 〇〇 積立金	15,500
繰越利益剰余金	32,982
利益剰余金合計	48,482
(5) 自己株式	△.....	
(6) 自己株式申込証拠金	
株主資本合計	68,982
II 評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	
III 新株予約権		
純資産合計	68,982
負債純資産合計	1,069,457

自社で定めている準備金・積立金の
名称を.....に記載する

資産合計と一
致する

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記
載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に
属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産につい
てその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の
科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分
の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関
係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産
に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資
産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目
をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」
は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、
無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」
の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計
上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延
税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰
延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控
除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース
資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する科目（「のれん」及び「リ
ース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、
「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持株会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資
金」を投資その他の投資の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は
「負ののれん」として記載する。

- 19 持株会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員異本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」とし記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）
 （用紙A4）

損 益 計 算 書

自 令和 2年 4月 1日
 至 令和 3年 3月 31日

（会社名） （株） 仙 台 建 設

I 売 上 高
 千円

完成工事高	1,436,523	
兼業事業売上高		1,436,523

II 売 上 原 価

完成工事原価	1,250,190	
兼業事業売上原価		1,250,190

売上総利益（売上総損失）		
完成工事総利益（完成工事総損失）	186,333	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）		186,333

III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

役員報酬	25,080
従業員給料手当	52,716
退職金	501
法定福利費	3,253
福利厚生費	4,060
修繕維持費	575
事務用品費	2,571
通信交通費	7,321
動力用水光熱費	688
調査研究費	
広告宣伝費	2,745
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
交際費	8,978
寄付金	
地代家賃	7,064
減価償却費	7,091
開発費償却	
租税公課	2,392
保険料	1,264
雑費	6,857

営業利益（営業損失）		133,160
		53,172

「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（様式第三号）の合計の数字と一致する。

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致する。

IV 営 業 外 収 益

	受取利息及び配当金	5, 824	
	その他	1, 563	7, 387
V	営業外費用		
	支払利息	21, 181	
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	その他		21, 181
	経常利益 (経常損失)		39, 378
VI	特別利益		
	前期損益修正益		
	その他	4, 550	4, 550
VII	特別損失		
	前期損益修正損		
	その他	10, 010	10, 010
	税引前当期純利益 (税引前当期純損失)		33, 918
	法人税、住民税及び事業税	13, 000	
	法人税等調整額		13, 000
	当期純利益 (当期純損失)		20, 918

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当を認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完成工事原価報告書

自 令和2年 4月 1日

至 令和3年 3月31日

(会社名) (株) 仙 台 建 設 _____

千円

I 材 料 費	350,053
II 労 務 費	146,272
(うち労務外注費.....)		
III 外 注 費	615,093
IV 経 費	138,771
(うち人件費6,6,160)		
完成工事原価		<u>1,250,190</u>

損益計算書の完成工事原価
と一致する。

株主資本等変動計算書

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月 31日

（会社名） 仙 台 建 設

千円

自社で定めている積立金の名称を記載する。

前期の貸借対照表の各数値と一致する。

― 九 六 ―	株主資本										評価・換算差額等					純資産 合計
	新株式 申込証 拠金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	新株 予約権	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 資本 剰余金		利益剰余金 合計	剰余金 合計	剰余金 合計								
当期首残高	20,000		500	500		15,000	14,064	29,064	△	49,564						49,564
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益								△1,500		△1,500						△1,500
自己株式の処分								20,918		20,918						20,918
〇〇積立金の積立						500	△ 500									
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）																
当期変動額合計						500	32,982	48,482	△	19,418						19,418
当期末残高	20,000		500	500		15,500	48,482	68,982		68,982						68,982

当期の貸借対照表の各数値と一致する。

必要に応じ項目を追加する。

なお、株式会社で資本金が1億円超、又は最終の貸借対照表の負債合計が200億円以上の場合、様式第十七号の三（附属明細表）の提出が必要となります。有価証券報告書提出会社は有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出に代えることができます。

該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載する。

注 記 表
自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

（会社名） （株）仙 台 建 設

注

会計監査人設置会社のみ記載。

- 1 継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定)

イ 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 建物については定額法,その他の資産は定率法
 - ②無形固定資産 定額法
 - (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権については法人税法の規定による法定繰入率,その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

工期2年かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準,その他の工事については工事完成基準を採用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税抜方式
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 4-2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正 該当なし
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

自社で採用している評価方法等を記載する。

経営事項審査を受ける場合は免税事業者を除き必ず税抜方式

会計監査人設置会社のみ記載。

7・8は株式譲渡制限会社・有限会社・持分会社は記載不要

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

持分会社は記載不要

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 譲渡制限株式 ○○○株
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数 該当なし
- (3) 剰余金の配当

有限会社は出資
1口を1株に読み替えて記載

平成26年11月15日 定時株主総会

- ア 配当総額 ○○○○円
- イ 一株あたりの配当額 ○○円
- ウ 配当原資 利益剰余金
- エ 基準日 平成26年9月30日
- オ 効力発生日 平成26年12月10日

- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

10～16 は株式譲渡制限会社・有限会社・持分会社は記載不要

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

会計監査人設置会社のみ記載

17-2 収益認識関係

18 その他 該当なし

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれるものと判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、

ロに掲げる事項を除く。）

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した

場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2 次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (1) 事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ② 収益を理解するための基礎となる情報
 - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。